

当社では産業廃棄物処分業(中間処理)の許可を取得して事業を営んでおります。許可品目は廃酸、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずとなり、廃棄物処理法に則り適正な処理をおこなっております。

処理方式については容器入飲料等を破碎方式、圧縮方式で中味を容器をから拔出し、中味は微生物処理、中和処理にて浄化し、容器類(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)は破碎、圧縮処理を行った後、廃プラスチック類、金属屑は有価物にて売却、ガラス屑は瓶原料として再利用されております。

産業廃棄物処分業について

1. 産業廃棄物処分量

種類	処分方法	予定計画処分量
廃酸	微生物処理	31,000m ³ /月
	中和処理	1,023m ³ /月
廃プラスチック類	圧縮	20.0 t /月
金属くず	圧縮	7.00 t /月
ガラスくず	破碎	10.00 t /月

2. 具体的な計画

各排出事業者より委託された産業廃棄物を当社の中間処理施設にて処理を行っております。中間処理により発生した廃棄物類は再資源化しております。

3. 環境保全措置

- ・騒音については、処理作業は建屋内で行なう為、周辺環境への影響はありません。定期的に敷地境界にて騒音測定を行い監視致します。
- ・処理施設建屋、保管場所は鉄筋コンクリート構造、床も鉄筋コンクリート構造の為、周辺への流出・地下浸透を防止いたします。
- ・処理施設の敷地内にねずみ及び蚊、ハエその他の害虫等が発生しない様、薬剤散布その他必要な措置を講じて衛生管理を致します。